

報告第8号

令和元年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和元年度矢巾町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年6月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

令和元年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源				
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	公共交通事業	1,199,000	1,199,000						1,199,000
		都市計画事業等組合運営事業	33,500,000	33,500,000	33,500,000					
6 農林水産業費	1 農業費	特用林産施設等体制整備事業	17,652,000	17,652,000			17,651,000			1,000
		A S F 侵入防止緊急支援事業	917,000	917,000						917,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁総務事業	45,710,000	5,500,000						5,500,000
		社会資本整備事業	362,764,000	74,262,000		35,108,000		31,500,000		7,654,000
		防災安全対策事業	468,333,000	114,891,000		53,865,000		39,500,000		21,526,000
		橋梁維持補修事業	50,664,000	34,115,000		15,156,000		8,300,000		10,659,000
10 教育費	2 小学校費	小学校教育振興事業	2,606,000	2,606,000	2,355,000					251,000
		小学校教育施設整備事業	43,800,000	43,800,000		20,128,000		23,500,000		172,000
	3 中学校費	中学校教育振興事業	2,928,000	2,928,000	2,645,000					283,000
		中学校教育施設整備事業	25,300,000	25,300,000		11,627,000		13,600,000		73,000
	5 保健体育費	共同調理場維持管理事業	660,000	660,000						660,000
合 計			1,056,033,000	357,330,000	38,500,000	135,884,000	17,651,000	116,400,000		48,895,000

議案第42号

矢巾町税条例の一部を改正する条例について

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町税条例の一部を改正する条例

第1条 矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 〔略〕 2～18 〔略〕</p> <p>〔新設〕 （軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第77条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>第28条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>附 則 （読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 〔略〕 2～18 〔略〕</p> <p><u>19 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</u> （軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第77条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>第28条 〔略〕 <u>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）</u></p> <p><u>第29条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u> <u>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における国民健康保険税の減免）</u></p> <p><u>第30条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以</u></p>

下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第135条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第135条第2項の規定の適用については、同項

中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

第2条 矢巾町税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 〔略〕</p> <p>2～18 〔略〕</p> <p>19 <u>法附則第62条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p> <p>第30条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 〔略〕</p> <p>2～18 〔略〕</p> <p>19 <u>法附則第64条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p> <p>第30条 〔略〕</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p>第31条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第35条の7の規定を適用する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の</u></p>

〔新設〕	<u>特例)</u> <u>第32条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u>
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の矢巾町税条例（附則第30条に限る。）の規定は令和2年2月1日から適用し、改正後の矢巾町税条例（附則第30条を除く。）の規定は令和2年5月1日から適用する。

議案第43号

矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町手数料条例の一部を改正する条例

矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
〔略〕			〔略〕		
(20) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第2項の規定による通知カードの交付（本人の責めによらない場合を除く。）	通知カード 交付手数料	1枚につき 500円	〔削除〕		
(21) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下この号及び第21号の3において「省令」という。）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付であって次に掲げるもの ア 省令第11条第1項第1号又は第7号の規定に基づくもの（町又は地方公共団体情報システム機構（以下この号、次号及び第21号の3において「機構」という。）の過失による通知カード若しくは個人番号カードの紛失、損傷等又は天災その他の本人の責によらない場合を除く。） イ 省令第11条第1項第4号、第	通知カード 再交付手数料	1枚につき 500円			

<p>5号又は第6号の規定に基づくもの（個人番号若しくは住民票コードの変更による通知カード若しくは個人番号カードの返納後の再交付、町若しくは機構の過失による通知カード若しくは個人番号カードの誤交付後の再交付又は国外転出による通知カード又は個人番号カードの返納後の再交付の場合を除く。）</p>					
<p>(21)の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項の規定による個人番号カードの交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項、第3項又は第4項の規定により個人番号カードを返納した後のもの（個人番号若しくは住民票コードの変更による通知カード若しくは個人番号カードの返納後の交付であって本人の責めによらない場合のもの、町若しくは機構の過失による通知カード若しくは個人番号カードの誤交付後の交付又は国外転出による個人番号カードの返納後の交付、特別養子縁組による氏名若しくは性別変更による性別の記載事項を変更するための返納後の場合を除く。))</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>(20) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定による個人番号カードの交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項、第3項又は第4項の規定により個人番号カードを返納した後のもの（個人番号若しくは住民票コードの変更による個人番号カードの返納後の交付であって本人の責めによらない場合のもの、町若しくは機構の過失による個人番号カードの誤交付後の交付又は国外転出による個人番号カードの返納後の交付、特別養子縁組による氏名若しくは性別変更による性別の記載事項を変更するための返納後の場合を除く。))</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

<p>(21)の3 <u>省令第28条第1項の規定</u>に基づく個人番号カードの再交付。ただし、町又は機構の過失による個人番号カードの紛失、損傷等又は天災その他の本人の責によらない場合を除く。</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>(21) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付。</u>ただし、町又は機構の過失による個人番号カードの紛失、損傷等又は天災その他の本人の責によらない場合を除く。</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>			<p>[略]</p>		
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>6 第1項第1号に掲げる者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度における</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>29,200円</u>とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度における</u>保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>29,200円</u>」とあるのは、「<u>48,700円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度における</u>保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<u>29,200円</u>」とあるのは、「<u>56,500円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>第10条 〔略〕</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>6 第1項第1号に掲げる者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度における</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,400円</u>とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度における</u>保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>23,400円</u>」とあるのは、「<u>39,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度における</u>保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<u>23,400円</u>」とあるのは、「<u>54,600円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>第10条 〔略〕</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>(<u>新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免</u>)</p> <p>第11条 <u>令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当</u></p>

する者は、第12条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、改正後の附則第11条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第45号

矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町後期高齢者医療に関する条例（平成20年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 矢巾町後期高齢者医療に関する条例（平成20年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(町において行う事務)</p> <p>第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>広域連合条例第3条の葬祭費の支給及び第4条の葬祭の給付に係る申請書の受付</u></p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(8) [略]</p>	<p>(町において行う事務)</p> <p>第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>広域連合条例第3条の葬祭費の支給に係る申請書の受付</u></p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>広域連合条例第4条の傷病手当金の支給に係る申請書の受付</u></p> <p>(9) [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 町長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>5 <u>前項の場合</u>において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>6～9 〔略〕</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 町長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 <u>前項第2号に該当する場合</u>において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>6～9 〔略〕</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾
町条例第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年矢巾町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保育所等との連携) 第6条 [略] 2・3 [略] 4 町長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</u> [新設]</p> <p>[新設]</p> <p>5 <u>前項の場合</u>において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) [略] (居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>母子家庭等(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。)</u>の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育</p>	<p>(保育所等との連携) 第6条 [略] 2・3 [略] 4 町長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>町長が、法24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u>。</p> <p>5 <u>前項第2号に該当する場合</u>において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) [略] (居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)</u>の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は<u>保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合</u></p>

への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の<u>中核市</u>の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 取得する目的
防災用車両購入のため

- 2 取得する財産

財産名称	形式	数量	取得予定価格
消防ポンプ自動車	CD-I型（四輪駆動）	1台	22,550,000円

- 3 取得の方法
買入れ

- 4 契約の相手方
矢巾町大字広宮沢第11地割501番地14
互光商事株式会社
代表取締役 玉川 康介

令和2年6月2日提出

矢巾町長 高橋 昌造

令和 2 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度矢巾町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 209,875 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,353,862 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表 歳入 歳入歳出予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		178,614	△ 18,554	160,060
	1 負担金	178,614	△ 18,554	160,060
14 国庫支出金		4,204,512	184,477	4,388,989
	1 国庫負担金	1,060,801	7,180	1,067,981
	2 国庫補助金	3,140,914	177,297	3,318,211
15 県支出金		924,365	5,870	930,235
	1 県負担金	505,696	3,590	509,286
	2 県補助金	358,493	2,280	360,773
18 繰入金		357,301	28,400	385,701
	2 基金繰入金	357,298	28,400	385,698
20 諸収入		121,476	9,682	131,158
	4 雑収入	49,860	1,700	51,560
	5 受託事業収入	5,337	7,982	13,319
補正されなかった款項にかかる金額		7,357,719		7,357,719
歳入合計		13,143,987	209,875	13,353,862

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,091,770	20,602	4,112,372
	1 総務管理費	3,866,455	14,999	3,881,454
	6 監査委員費	2,364	5,603	7,967
3 民生費		3,669,221	49,037	3,718,258
	1 社会福祉費	1,703,583	19,365	1,722,948
	2 児童福祉費	1,965,638	29,672	1,995,310
4 衛生費		730,358	4,381	734,739
	1 保健衛生費	244,745	4,381	249,126
7 商工費		112,131	△ 2,552	109,579
	1 商工費	112,131	△ 2,552	109,579
8 土木費		1,164,783	5,265	1,170,048
	2 道路橋梁費	513,917	3,642	517,559
	4 都市計画費	550,595	1,623	552,218
9 消防費		414,484	3,091	417,575
	1 消防費	414,484	3,091	417,575
10 教育費		891,502	130,051	1,021,553
	1 教育総務費	122,154	139	122,293
	2 小学校費	151,150	81,320	232,470
	3 中学校費	93,526	43,916	137,442
	4 社会教育費	244,923	5,062	249,985
	5 保健体育費	279,749	△ 386	279,363
補正されなかった款項にかかる金額		2,069,738		2,069,738
歳出合計		13,143,987	209,875	13,353,862

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,637,095		3,637,095
2 地 方 譲 与 税	179,705		179,705
3 利 子 割 交 付 金	1,962		1,962
4 配 当 割 交 付 金	6,854		6,854
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,390		5,390
6 法 人 事 業 税 交 付 金	31,955		31,955
7 地 方 消 費 税 交 付 金	655,101		655,101
8 環 境 性 能 割 交 付 金	19,569		19,569
9 地 方 特 例 交 付 金	27,612		27,612
10 地 方 交 付 税	1,810,209		1,810,209
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,358		4,358
12 分 担 金 及 び 負 担 金	178,614	△18,554	160,060
13 使 用 料 及 び 手 数 料	79,121		79,121
14 国 庫 支 出 金	4,204,512	184,477	4,388,989
15 県 支 出 金	924,365	5,870	930,235
16 財 産 収 入	6,152		6,152
17 寄 附 金	300,036		300,036
18 繰 入 金	357,301	28,400	385,701
19 繰 越 金	60,000		60,000
20 諸 収 入	121,476	9,682	131,158
21 町 債	532,600		532,600
歳 入 合 計	13,143,987	209,875	13,353,862

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	132,724		132,724					
2 総務費	4,091,770	20,602	4,112,372	45,200				△24,598
3 民生費	3,669,221	49,037	3,718,258	17,474			549	31,014
4 衛生費	730,358	4,381	734,739	3,498			7,433	△6,550
5 労働費	31,400		31,400					
6 農林水産業費	602,975		602,975					
7 商工費	112,131	△2,552	109,579					△2,552
8 土木費	1,164,783	5,265	1,170,048					5,265
9 消防費	414,484	3,091	417,575	3,100				△9
10 教育費	891,502	130,051	1,021,553	121,075			△20,554	29,530
11 災害復旧費	1,980		1,980					
12 公債費	1,291,658		1,291,658					
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	9,000		9,000					
歳出合計	13,143,987	209,875	13,353,862	190,347			△12,572	32,100

歳

入

2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 教育費負担金	116,741	△18,554	98,187	2 学校給食費負担金	△18,554	学校給食費負担金の減 △18,554
計	178,614	△18,554	160,060			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,060,041	7,180	1,067,221	2 障害者自立支援給付費負担金	2,500	障害者自立支援給付費負担金の増 2,500
				6 低所得者保険料軽減負担金	4,680	低所得者保険料軽減負担金の増 4,680
計	1,060,801	7,180	1,067,981			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	2,804,878	104,728	2,909,606	1 地方創生推進交付金	104,728	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 104,728
2 民生費国庫補助金	109,580	6,704	116,284	2 児童福祉費補助金	6,682	保育対策総合支援事業費補助金の増 3,402 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金の増 3,280
				3 社会福祉費補助金	22	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の増 22
5 教育費国庫補助金	18,904	65,865	84,769	5 公立学校施設整備費補助金	65,865	公立学校情報機器整備費補助金 65,865
計	3,140,914	177,297	3,318,211			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	505,316	3,590	508,906	3 障害福祉事業費負担金	1,250	障害者自立支援給付費負担金の増 1,250
-----------	---------	-------	---------	--------------	-------	--------------------------

12 分担金及び負担金

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				8 低所得者保険料軽減負担金	2,340	低所得者保険料軽減負担金の増 2,340
計	505,696	3,590	509,286			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	8,659	2,280	10,939	6 消防団員確保対策費補助金	2,000	消防団員確保対策費補助金 2,000
				7 交通安全対策費補助金	280	交通指導員設置事業補助金 280
計	358,493	2,280	360,773			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	181,261	28,400	209,661	1 財政調整基金繰入金	28,400	財政調整基金繰入金の増 28,400
計	357,298	28,400	385,698			

(款) 20 諸収入

(項) 4 雑入

1 雑入	49,859	1,700	51,559	2 総務費雑入	△2,000	地域活性化センター助成金の減 △2,000
				3 民生費雑入	3,700	過年度認定こども園整備事業費補助金返還金 3,700
計	49,860	1,700	51,560			

(款) 20 諸収入

(項) 5 受託事業収入

2 衛生費受託事業収入	0	7,982	7,982	1 保健衛生費受託事業収入	7,982	高齢者保健と介護予防の一体的実施事業に係る受託事業収入	7,982
計	5,337	7,982	13,319				

歳

出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1一般管理費	3,183,445	△31,605	3,151,840				△31,605	2給料	△16,594	◎一般管理事業の減 ○一般職員給与費の減	△31,639 △31,639
								3職員手当等	△9,522	◎人事・サービス管理事業の増 ○人事・サービス管理事業の増 普通旅費	34 34 34
								4共済費	△5,523	◎特別定額給付金給付事業 ○一般職員給与費	
								8旅費	34		
5財産管理費	126,197	6,938	133,135	4,780			2,158	11役務費	151	◎財産管理事業の増 ○財産管理事業の増 総合賠償補償保険料	151 151 151
								12委託料	2,007	◎庁舎管理運営事業の増 ○庁舎管理事業の増 庁舎等施設消毒業務委託料 工事請負費	6,787 6,787 2,007 4,780
								14工事請負費	4,780		
6企画費	298,536	36,300	334,836	36,300				1報酬	1,197	◎企画事業の増 ○町づくり事業の増 普通旅費 消耗品費 工事請負費	36,300 36,300 152 6,723 29,425
								3職員手当等	139	○地方創生事業 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員手当等	1,197 139
								4共済費	241	会計年度任用職員等社会保険料 費用弁償 消耗品費 光熱水費	241 50 175 80
								8旅費	202		
								10需用費	6,978		
								11役務費	208		
								12委託料	△2,090		

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
							14 工事請負費	29,425	通信運搬費 地方創生事業委託料	208 △2,090
7交通安全 防犯対策 費	11,548	0	11,548	280			△280		財源更正	
9コミュニ ティ対策 費	21,301	2,431	23,732	2,431			10 需用費	73	◎コミュニティ推進事業の増	2,431
							12 委託料	2,358	○町民憲章推進事業の増 消耗品費 環境美化整備業務委託料	2,431 73 2,358
10電子計算 費	142,362	935	143,297	1,409			11 役務費	264	◎電子計算事業の増	935
							12 委託料	671	○電子計算業務運営事業の増 通信運搬費 ウェブ会議環境構築委託料	935 264 671
計	3,866,455	14,999	3,881,454	45,200			△30,201			

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

1監査委員 費	2,364	5,603	7,967				5,603	2 給料	3,300	◎監査事業の増	5,603
								3 職員手当等	1,389	○一般職員給与費	5,603
								4 共 済 費	914		
計	2,364	5,603	7,967				5,603				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1社会福祉 総務費	329,654	5,004	334,658	22			4,982	8旅 費	△381	◎社会福祉総務事業の減	△386
								11役 務 費	85	○社会福祉総務事業の減	△386
								18負担金、補助 及び交付金	5,300	普通旅費	△76
										費用弁償	31
										特別旅費	△336
										手数料	△3
										旅行傷害保険料	△2
										◎新型コロナウイルス感染症対策	
										生活支援事業	5,390
										○新型コロナウイルス感染症対	
										策生活支援事業	5,390
										通信運搬費	90
										新型コロナウイルス感染症対	
										策要保護世帯等支援給付金	5,300
2障害福祉 費	636,962	5,000	641,962	3,750			1,250	19扶 助 費	5,000	◎障害者支援事業の増	5,000
										○障害者自立支援事業の増	5,000
										補装具費支給費	5,000
3老人福祉 費	674,978	9,361	684,339	7,020		549	1,792	27繰 出 金	9,361	◎介護保険運営事業の増	9,361
										○介護保険事業特別会計繰出事	
										業の増	9,361
										低所得者保険料軽減繰出金	9,361
計	1,703,583	19,365	1,722,948	10,792		549	8,024				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉 総務費	189,411	26,270	215,681	3,280			22,990	2給 料	12,500	◎児童福祉総務事業の増	22,990
								3職員手当等	6,836	○一般職員給与費の増	22,990
								4共 済 費	3,654	◎子育て世帯への臨時特別給付金	
										給付事業の増	3,280

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								18負担金、補助及び交付金	3,280	○子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の増 子育て世帯への臨時特別給付金	3,280 3,280
3児童福祉施設費	1,210,549	3,402	1,213,951	3,402				17備品購入費	472	◎町立保育園事業の増 ○町立保育園運営事業の増 管理備品購入費	472 472 472
								18負担金、補助及び交付金	2,930	◎私立保育園助成事業の増 ○私立保育園等整備費補助事業の増 保育対策総合支援事業補助金	2,930 2,930 2,930
計	1,965,638	29,672	1,995,310	6,682			22,990				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1保健衛生総務費	178,520	503	179,023			7,433	△6,930	3職員手当等	48	◎保健衛生総務事業の増 ○一般職員給与費の増	503 48
								7報償費	69	○保健衛生総務事業の増 謝礼	455 69
								10需用費	385	消耗品費 燃料費	365 20
								13使用料及び賃借料	1	使用料及び賃借料	1
2予防費	66,225	3,878	70,103	3,498			380	3職員手当等	80	◎感染症総合対策事業の増 ○一般職員給与費の増	3,878 80
								10需用費	2,478	○新型コロナウイルス感染症対策事業の増	3,798
								17備品購入費	1,320	消耗品費	2,478

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

										感染症対策備品購入費	1,320
計	244,745	4,381	249,126	3,498		7,433	△6,550				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	34,470	48	34,518			48	3 職員手当等	48	◎商工総務事業の増 ○一般職員給与費の増	48 48
4 観光費	13,042	△2,605	10,437			△2,605	18 負担金、補助及び交付金	△2,605	◎観光推進事業の減 ○観光振興対策事業の減 夏まつり実行委員会負担金 町観光協会補助金	△2,605 △2,605 △1,000 △1,605
5 自然公園施設費	6,217	5	6,222			5	13 使用料及び賃借料	5	◎自然公園管理運営事業の増 ○自然公園維持管理事業の増 使用料及び賃借料	5 5 5
計	112,131	△2,552	109,579			△2,552				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路維持費	116,929	3,642	120,571			3,642	15 原 材 料 費	3,642	◎道路維持事業の増 ○道路維持管理事業の増 補修材料費	3,642 3,642 3,642
計	513,917	3,642	517,559			3,642				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	218,465	718	219,183			718	8 旅 費	58	◎都市計画総務事業の増 ○都市計画総務事業の増 費用弁償 工事請負費	718 718 58 660
							14 工事請負費	660		

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
5公園費	23,840	905	24,745				905	10需用費	165	◎都市公園事業の増	905
								17備品購入費	740	○都市公園総務事業の増 管理備品購入費	740
										○都市公園維持補修事業の増 修繕料	165
計	550,595	1,623	552,218				1,623				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

2非常備消防費	61,879	1,549	63,428	2,000			△451	10需用費	△339	◎非常備消防事業の増	1,549
								11役務費	192	○非常備消防事業の増 消耗品費	4,321
								12委託料	△495	総合賠償補償保険料	272
								13使用料及び賃借料	△216	その他保険料	30
								17備品購入費	1,947	消防団ドローン購入費	162
								18負担金、補助及び交付金	460	消防団ドローン講習負担金	1,947
3消防施設費	38,293	222	38,515				222	10需用費	150	◎消防施設整備事業の増	1,322
								11役務費	9	○消防施設維持事業の増 食糧費	△611
								26公課費	63	玉落し用やぐら設置委託料	△495
5災害対策費	24,656	1,320	25,976	1,100			220	10需用費	1,213	○消防操法大会事業の減 使用料及び賃借料	△216
								11役務費	53	○消防操法大会出場補助金	△1,450
										○災害対策事業の増 消耗品費	△1,450

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

								12委託料	△616	手数料	53
								13使用料及び賃借料	670	Web版ハザードマップ構築 業務委託料 使用料及び賃借料	△616 670
計	414,484	3,091	417,575	3,100			△9				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2事務局費	63,256	24	63,280				24	7報償費	24	◎教育委員会事務局運営事業の増 ○教育委員会事務局運営事業の増 謝礼	24 24 24
3教育振興費	57,282	115	57,397				115	1報酬	231	◎教育振興総務事業の増 ○教育振興総務事業の増	97 97
								2給料	△205	会計年度任用職員報酬	231
								3職員手当等	17	会計年度任用職員給料 費用弁償	△205 17 54
								8旅費	72	◎教育研究所運営事業の増 ○教育研究所運営事業の増 費用弁償	18 18 18
計	122,154	139	122,293				139				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1学校管理費	91,519	2,090	93,609				2,090	14工事請負費	2,090	◎小学校管理事業の増 ○小学校維持管理事業の増 工事請負費	2,090 2,090 2,090
2教育振興費	59,631	79,230	138,861	82,405			△3,175	11役務費	400	◎小学校教育振興事業の増 ○小学校教育振興事業の増	79,230 79,230
								12委託料	5,764	通信運搬費	400

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							13使用料及び賃借料	1,980	学校情報通信ネットワーク環境整備業務委託料 使用料及び賃借料	5,764 1,980
							17備品購入費	71,086	教材備品購入費	71,086
計	151,150	81,320	232,470	82,405			△1,085			

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

2教育振興費	31,115	43,916	75,031	38,670			5,246	11役務費	200	◎中学校教育振興事業の増	43,916		
								12委託料	3,190	○中学校教育振興事業の増	43,916		
								13使用料及び賃借料	990	通信運搬費	200		
								17備品購入費	39,536	学校情報通信ネットワーク環境整備業務委託料	3,190		
計	93,526	43,916	137,442	38,670			5,246			使用料及び賃借料	990	教材備品購入費	39,536

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1社会教育総務費	58,967	3,591	62,558				3,591	2給料	794	◎社会教育振興事業の増	2,870		
								3職員手当等	1,121	○一般職員給与費の増	2,870		
								4共済費	955	◎芸術文化振興事業の増	721		
								10需用費	330	○音楽のまち事業の増	721		
								11役務費	391	修繕料	330		
										通信運搬費	61	手数料	330

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

2 公民館費	63,252	436	63,688				436	14 工事請負費	436	◎矢巾町公民館事業の増 ○矢巾町公民館維持管理事業の増 工事請負費	436 436 436
3 文化会館費	63,198	515	63,713				515	14 工事請負費	515	◎田園ホール管理事業の増 ○田園ホール管理事業の増 工事請負費	515 515 515
5 史跡公園建設費	42,608	520	43,128				520	11 役務費 12 委託料	25 495	◎徳丹城跡整備事業の増 ○史跡公園総務事業の増 不動産鑑定業務委託料 ○史跡公園管理事業の増 自動車損害保険料	520 495 495 25 25
計	244,923	5,062	249,985				5,062				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

1 保健体育総務費	45,225	△3,004	42,221			△2,000	△1,004	7 報償費	90	◎体育総務事業の減 ○体育総務事業の減	△1,254 △1,254
								8 旅費	43	費用弁償 消耗品費	43 3
								10 需用費	151	矢巾町ロードレース大会運営補助金	△1,300
								11 役務費	12		
								18 負担金、補助及び交付金	△3,300	◎体育振興事業の減 ○スポーツのまち事業の減 謝礼 消耗品費 食糧費 印刷製本費 スポーツ傷害保険料 スポーツを通じた移住・定住 ・交流促進事業補助金	△1,750 △1,750 90 1 17 130 12 △2,000

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3学校給食費	222,704	2,618	225,322			△18,554	21,172	10需用費	968	◎共同調理場管理運営事業の増	2,618
								12委託料	1,650	○共同調理場維持管理事業の増 修繕料	968
										○共同調理場運営事業の増 学校給食費システム改修業務 委託料	1,650
計	279,749	△386	279,363			△20,554	20,168				

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職
(1) 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	167 【1】	(185,951)	582,433 (43,056)	330,181 (16,268)	912,614 (245,275)	188,117 (21,853)	1,100,731 (267,128)	退職手当負担金 107,911 児童手当 8,050
補正前	167 【1】	(184,523)	582,433 (43,261)	330,181 (16,112)	912,614 (243,896)	188,117 (21,612)	1,100,731 (265,508)	退職手当負担金 107,911 児童手当 8,050
比 較	0 【0】	(1,428)	0 (△205)	0 (156)	0 (1,379)	0 (241)	0 (1,620)	退職手当負担金 0 児童手当 0

※【】内は再任用短時間勤務職員について内書き、()内は会計年度任用職員について外書き。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	日直手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	災害派遣手当
	補正後	12,958	8,762	13,982	136,127	97,343	9,711	8,952	520	537	41,194	95	0
	補正前	13,038	8,762	13,982	136,127	97,343	9,711	8,952	384	537	41,330	15	0
	比 較	△80	0	0	0	0	0	0	136	0	△136	80	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		人事異動に伴う組替
職 員 手 当	0	制度改正による増減分		
		その他の増減分		人事異動に伴う組替

令和 2 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度矢巾町の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表 歳入 歳出 予算 補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		550,583	△9,361	541,222
	1 介 護 保 険 料	550,583	△9,361	541,222
8 繰 入 金		340,458	9,361	349,819
	1 一 般 会 計 繰 入 金	319,542	9,361	328,903
補正されなかった款項にかかる金額		1,370,579		1,370,579
歳 入 合 計		2,261,620	0	2,261,620

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		26,067	0	26,067
	1 総務管理費	9,761	192	9,953
	4 運営協議会費	681	△192	489
2 保険給付費		2,120,539	0	2,120,539
	1 介護サービス等諸費	1,935,686	0	1,935,686
	2 介護予防サービス等諸費	47,503	0	47,503
	3 その他諸費	2,250	0	2,250
	4 高額介護サービス等費	48,000	0	48,000
	5 高額医療合算介護サービス等費	5,100	0	5,100
	6 特定入所者介護サービス等費	82,000	0	82,000
3 地域支援事業費		104,561	0	104,561
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	38,805	0	38,805
	2 一般介護予防事業費	8,871	0	8,871
	3 包括的支援事業・任意事業費	56,563	0	56,563
	4 その他諸費	202	0	202
	5 高額介護予防サービス費相当事業	120	0	120
補正されなかった款項にかかる金額		10,453		10,453
歳出合計		2,261,620	0	2,261,620

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料	550,583	△9,361	541,222
2 分 担 金 及 び 負 担 金	5,475		5,475
3 使 用 料 及 び 手 数 料	50		50
4 国 庫 支 出 金	456,491		456,491
5 支 払 基 金 交 付 金	585,504		585,504
6 県 支 出 金	323,043		323,043
7 財 産 収 入	10		10
8 繰 入 金	340,458	9,361	349,819
9 繰 越 金	1		1
10 諸 収 入	5		5
歳 入 合 計	2,261,620	0	2,261,620

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	26,067		26,067				
2 保険給付費	2,120,539		2,120,539			△8,943	8,943
3 地域支援事業費	104,561		104,561			△418	418
4 基金積立金	10		10				
5 公債費	1		1				
6 諸支出金	442		442				
7 予備費	10,000		10,000				
歳出合計	2,261,620	0	2,261,620			△9,361	9,361

歳

入

2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第1号被保険者保険料	550,583	△9,361	541,222	1 現年賦課分	△9,361	現年賦課分の減 △9,361
計	550,583	△9,361	541,222			

(款) 8 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

4 低所得者保険料軽減繰入金	12,183	9,361	21,544	1 低所得者保険料軽減繰入金	9,361	低所得者保険料軽減繰入金の増 9,361
計	319,542	9,361	328,903			

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1一般管理費	9,761	192	9,953				192	7報 償 費	375	◎介護保険一般管理事業の増	192
								12委 託 料	△183	○介護保険一般管理事業の増 謝礼 介護保険電算システム保守管理委託料	192 375 △183
計	9,761	192	9,953				192				

(款) 1 総務費

(項) 4 運営協議会費

1運営協議会費	681	△192	489				△192	1報 酬	△192	◎介護保険運営協議会運営事業の減	△192
										○介護保険運営協議会運営事業の減 介護保険運営協議会委員報酬	△192 △192
計	681	△192	489				△192				

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

1居宅介護サービス給付費	710,113	0	710,113			△2,995	2,995			財源更正	
2地域密着型介護サービス給付費	380,877	0	380,877			△1,606	1,606			財源更正	
3施設介護サービス給付費	758,086	0	758,086			△3,197	3,197			財源更正	

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
4居宅介護 福祉用具 購入費	2,396	0	2,396			△10	10		財源更正	
5居宅介護 住宅改修 費	3,196	0	3,196			△13	13		財源更正	
6居宅介護 サービス 計画給付 費	81,018	0	81,018			△342	342		財源更正	
計	1,935,686	0	1,935,686			△8,163	8,163			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

1介護予防 サービス 給付費	35,744	0	35,744			△151	151		財源更正
2地域密着 型介護予 防サービ ス給付費	2,248	0	2,248			△9	9		財源更正
3介護予防 福祉用具 購入費	1,013	0	1,013			△4	4		財源更正
4介護予防	1,600	0	1,600			△7	7		財源更正

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

住宅改修費										
5介護予防サービス計画給付費	6,898	0	6,898			△29	29			財源更正
計	47,503	0	47,503			△200	200			

(款) 2 保険給付費

(項) 3 その他諸費

1審査支払手数料	2,250	0	2,250			△9	9			財源更正
計	2,250	0	2,250			△9	9			

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

1高額介護サービス費	47,800	0	47,800			△202	202			財源更正
2高額介護予防サービス費	200	0	200			△1	1			財源更正
計	48,000	0	48,000			△203	203			

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

1高額医療合算介護サービス費	4,900	0	4,900			△21	21			財源更正
----------------	-------	---	-------	--	--	-----	----	--	--	------

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 高額医療合算介護予防サービス費	200	0	200			△1	1		財源更正	
計	5,100	0	5,100			△22	22			

(款) 2 保険給付費

(項) 6 特定入所者介護サービス等費

1 特定入所者介護サービス費	81,800	0	81,800			△345	345		財源更正
2 特定入所者介護予防サービス費	200	0	200			△1	1		財源更正
計	82,000	0	82,000			△346	346		

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

1 介護予防・生活支援サービス事業費	33,838	0	33,838			△142	142		財源更正
2 介護予防ケアマネジメント事業費	4,967	0	4,967			△21	21		財源更正

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

計	38,805	0	38,805			△163	163			
---	--------	---	--------	--	--	------	-----	--	--	--

(款) 3 地域支援事業費

(項) 2 一般介護予防事業費

1一般介護 予防事業 費	8,871	0	8,871			△37	37			財源更正
計	8,871	0	8,871			△37	37			

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

1地域包括 支援セン ター運営 事業費	30,104	0	30,104			△127	127			財源更正
2認知症総 合支援事 業費	9,564	0	9,564			△41	41			財源更正
3任意事業 費	1,814	0	1,814			△7	7			財源更正
4在宅医療 ・介護連 携推進事 業費	9,731	0	9,731			△18	18			財源更正
5生活支援 体制整備 事業費	5,350	0	5,350			△23	23			財源更正
計	56,563	0	56,563			△216	216			

(款) 3 地域支援事業費

(項) 4 その他諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 審査支払手数料	202	0	202			△1	1		財源更正	
計	202	0	202			△1	1			

(款) 3 地域支援事業費

(項) 5 高額介護予防サービス費相当事業

1 高額介護予防サービス費相当事業	120	0	120			△1	1		財源更正
計	120	0	120			△1	1		

